

徳島県告示第四百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年十月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称		指定に係る事業所の所在地	変更年月日
		旧	新		
社会医療法人養生園	徳島市川内町北原三 一三	リハビリセンター グリーン丈六	介護老人保健施 設リハビリセン ターグリーン AOKA	徳島市丈六町山根五 一	令和六年七 月一日
同	同	リハビリセンター グリーン丈六 訪問リハビリテ ーション	同	同	同
同	同	リハビリセンター グリーン丈六 訪問リハビリテ ーション	同	同	同
同	同	リハビリセンター グリーン丈六 訪問リハビリテ ーション	同	同	同